

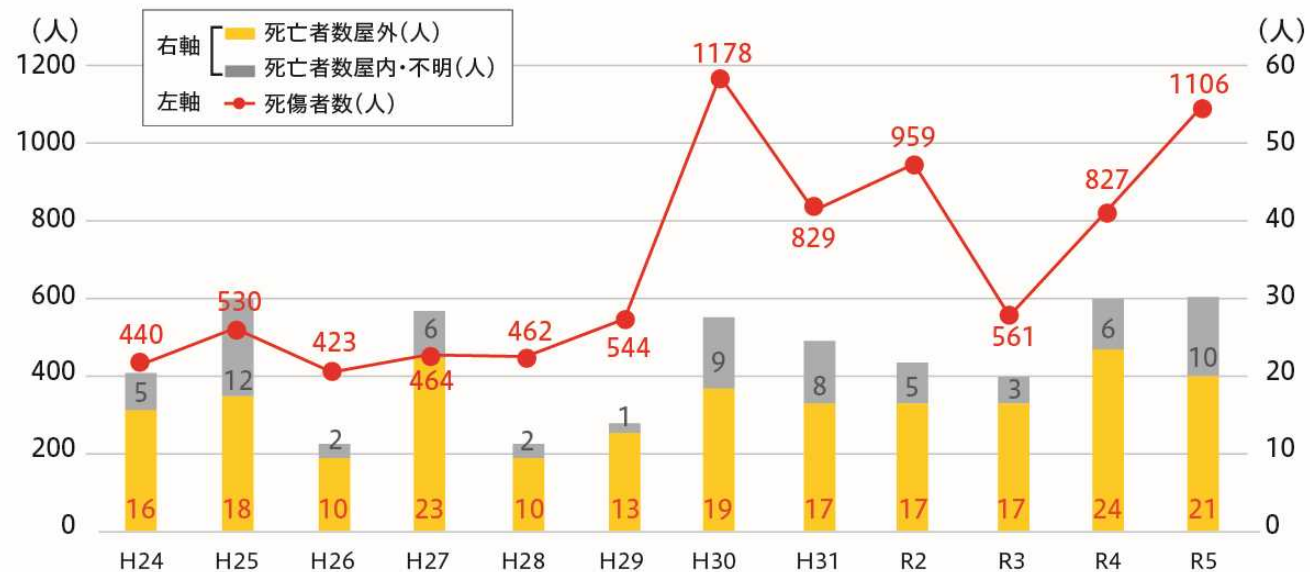
令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行されます

**職場における
熱中症対策の
強化について**

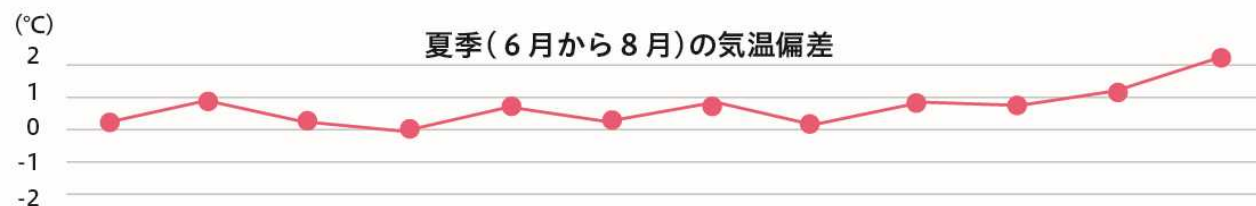


新潟労働局 健康安全課

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況（H24～）



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、
気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

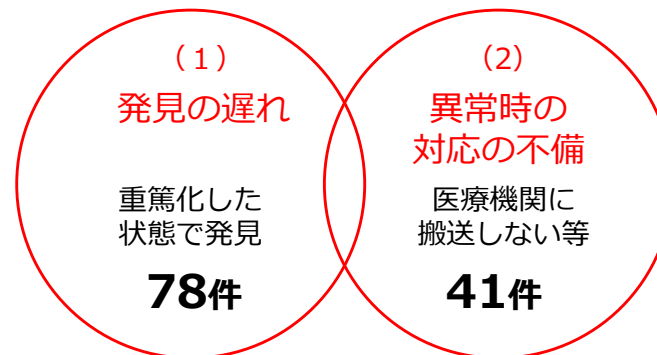
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症
クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事
項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
**死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。**

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



今回の労働安全衛生規則の改正について①

労働安全衛生規則に新設された条文（根拠条文：安衛法第22条）

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第612条の2

1 事業者は、**暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業**を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる**体制を整備**し、当該作業に従事する者に対し、**当該体制を周知**させなければならない。

2 事業者は、**暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業**を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する**手順を定め**、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する**手順を周知**させなければならない

今回の労働安全衛生規則の改正について②

対象となる作業：

「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは？

対象となるのは

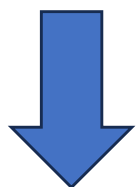
**「WBGT28度以上又は気温31度以上
の環境下で
連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて
実施」が見込まれる作業**

今回の労働安全衛生規則の改正について③

義務化される「報告体制の整備」とは？

条文抜粋

作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させる



つまり・・・

あらかじめ、連絡先（責任者）を決めて、熱中症の症状を呈している作業員などが、責任者に報告できるようすることで、不調者を発見するための体制を整備する。

※義務化されているのは、不調者などから報告を受けるという受け身の形であるため、バディ制や巡視、定期連絡など早期発見に向けた積極的な取り組みを行うことが望ましい。

今回の労働安全衛生規則の改正について④

義務化される「手順の作成」とは？

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

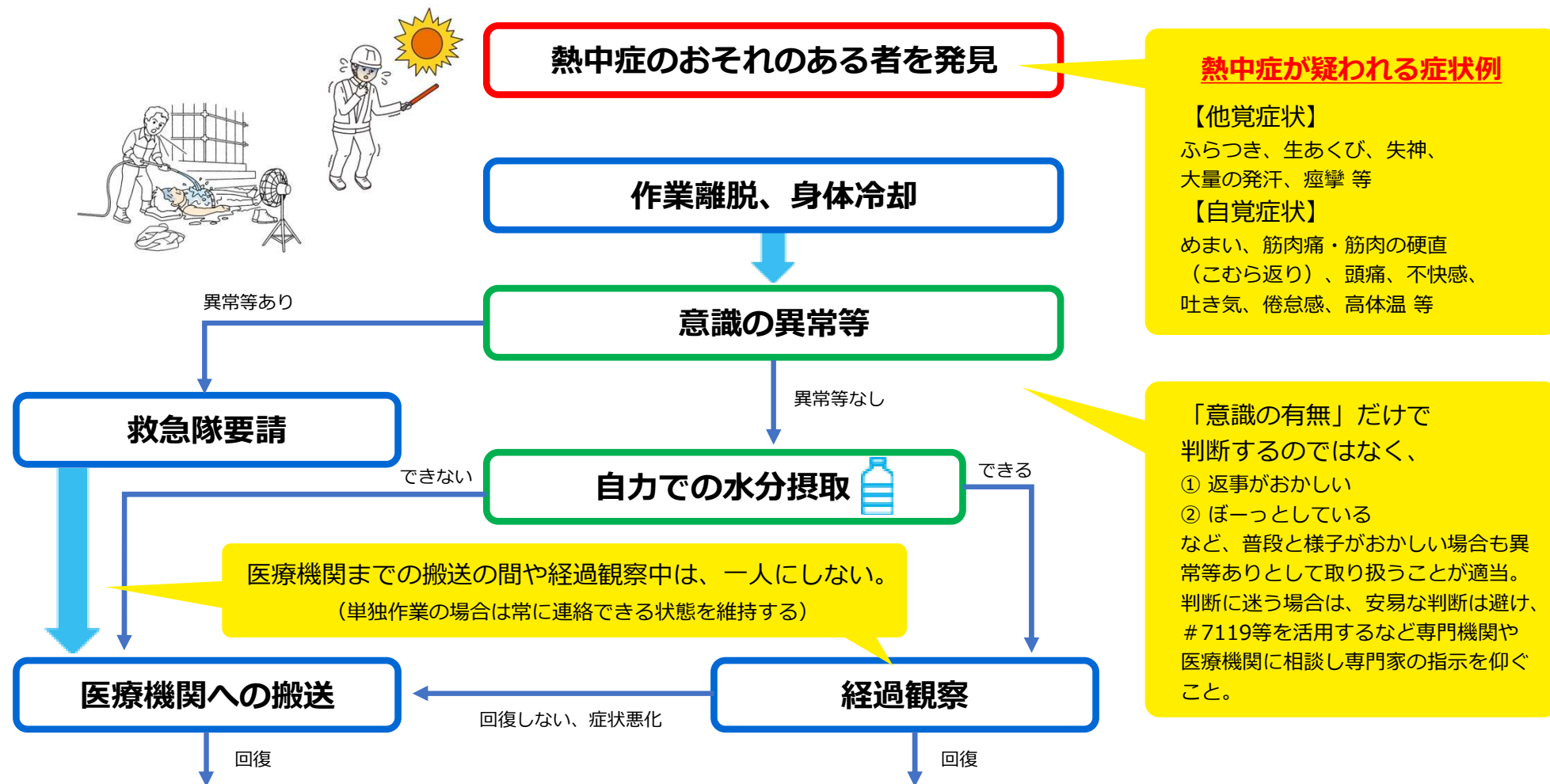
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順を作成する。

(参考例：フロー図①②)



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

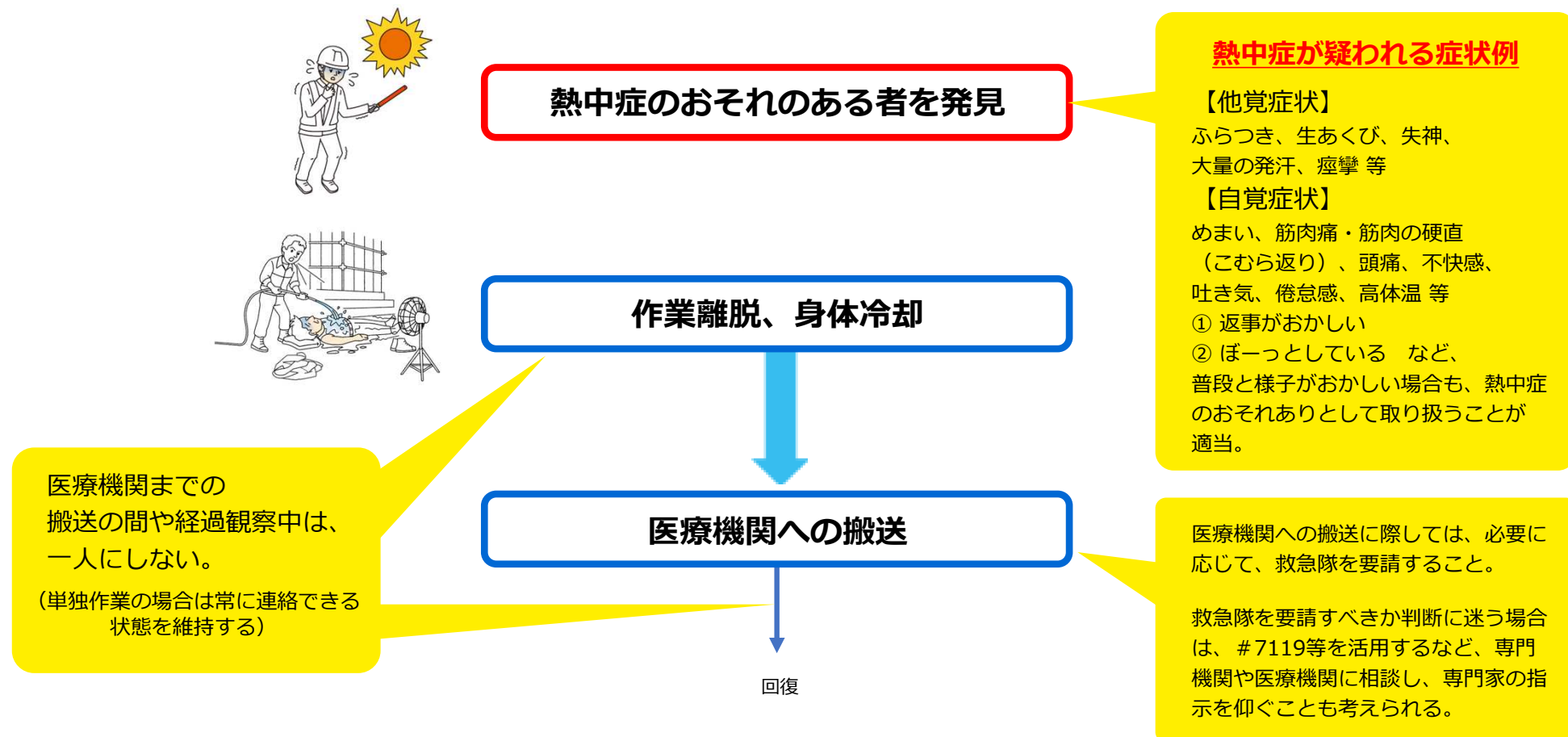
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

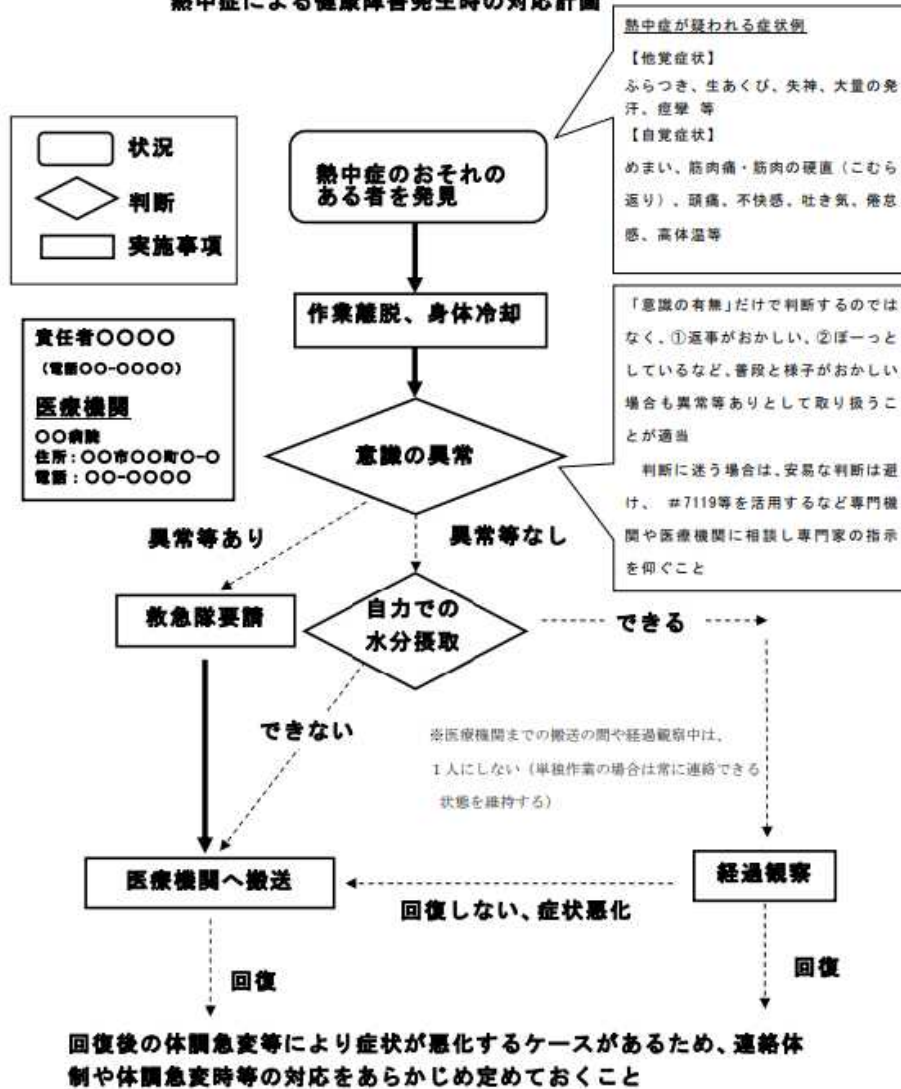


回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

今回の労働安全衛生規則の改正について④

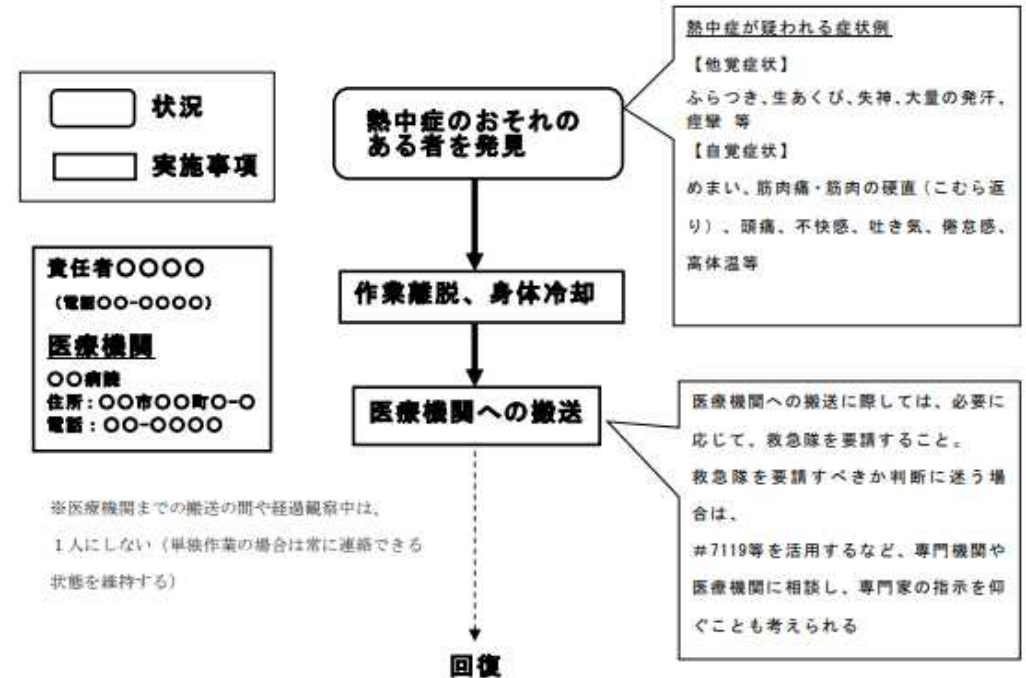
手順例①

熱中症による健康障害発生時の対応計画



手順例②

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

今回の労働安全衛生規則の改正について⑤

義務化される「関係者への周知」とは？

定められた報告先や手順書を

「事業場の見やすい箇所への掲示」、「メールでの送付」、「文書の配布」のほか、「朝礼における伝達等口頭によるもの」がある。

⇒報告先等が作業者に確実に伝わる必要がある。

＝内容が複雑な場合は、朝礼での伝達だけ等ではなく、複数の手段を組み合わせることで周知を行うことが必要。



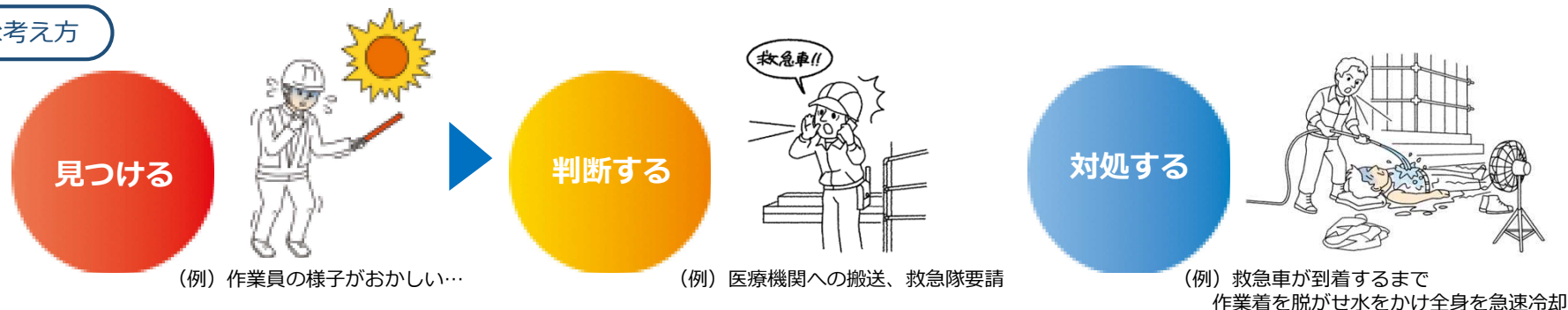
事業場における報告先の掲示例

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）
代理 〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

今回の労働安全衛生規則の改正について（まとめ）

基本的な考え方



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の
周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は〇℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロア一円に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようお願いいたします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

よくある質問 ①



建設現場など、1つの場所で複数の事業者が入って作業を行う場合（元請・下請がいる場合）、だれに義務が課されるの？

回答

新設された労働安全衛生規則第612条の2は、個々の事業者に対し措置義務が課されています。

なので、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業場に関わる**元方事業者及び関係請負人の事業者のいずれにも措置義務が生じます。**

この場合の作業者に対する周知の方法として、各事業者が共同して**1つの緊急連絡先を定め**、これを作業者の見やすい場所に掲示することや、メールでの送付、文書の配布等が考えられます。

よくある質問 ②



普段は事務所内の冷房の効いた場所で作業しているけど、会社が行うイベントや出張先での作業は義務の対象になるの？

回答

今回の義務の対象となる「暑熱な場所」とは、湿球黒球温度（WBGT）が**28度以上**又は気温が**31度以上**の場所をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではありません。

なので、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含みます。

上記の作業を暑熱な場所で連続1時間以上又は1日4時間を超えて行う場合は、措置義務の対象となります。

よくある質問 ③



WBGTが28度以上又は気温が31度以上であることは、どうやって把握すればいいの？

回答

原則として、作業が行われる場所でWBGT又は気温を**実測**することにより判断する必要があります。

ただ、例えば、通風のよい屋外作業については、天気予報（スマートフォン等のアプリケーションによるものを含む。）、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等の活用によって判断が可能な場合には、これらを用いても差し支えありません。

なお、実測する場合のWBGT指数計については、日本産業規格（JIS規格）に適合したものを使用するようにしましょう。

職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に
実際の作業現場で測定
実測できない場合には、
熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・ 冷房等により当該作業場所の
WBGT基準値の低減を図ること
- ・ 身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に
変更すること（表1-1参照）
- ・ WBGT基準値より低いWBGT値である
作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

▶ それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

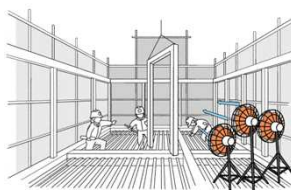
職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。



(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。



(1) 熱中症の症状

(3) 緊急時の救急処置

(2) 熱中症の予防方法

(4) 熱中症の事例